

「就労困難者」の課題解決に向けた ソーシャル・ビジネス —「中間的就労」について英国との比較—

みずほ情報総研(株)

藤森 克彦

発表の構成

I．はじめに

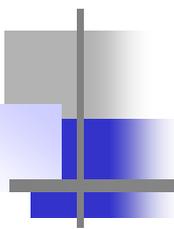
II．日本における「中間的就労」の概要

III．英国における「就労支援制度」

—ニューディール政策

IV．英国の「ソーシャル・ファーム」

V．まとめ—日本の「中間的就労」の課題



I . はじめに

ソーシャル・ビジネスとは？

- 「ソーシャルビジネス」とは（政府広報）
⇒ 社会の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取り組む
- 主な社会的課題：
 - ① **社会的排除（就労困難者の課題）**
 - ② **地域社会に関する問題**
 - ③ **地球環境に関する問題**
 - ④ **開発途上国の支援に関する問題**

就労困難者支援に関する ソーシャルビジネス

働きたいけど働きにくい人

- 高齢者
- 一人親世帯
- 要介護者を抱える人
- 子育てを抱える人
- 障害者
- 生活困窮者
- 引きこもり、ニートなど

担い手不足 / 人手不足

- 農業や漁業従事者等の高齢化
- 自営業者の後継者不足
- 中小零細企業の人手不足
- コミュニティの課題
 - 独居高齢者の買い物支援
 - 子育て支援
 - 介護支援、
 - サロンなど

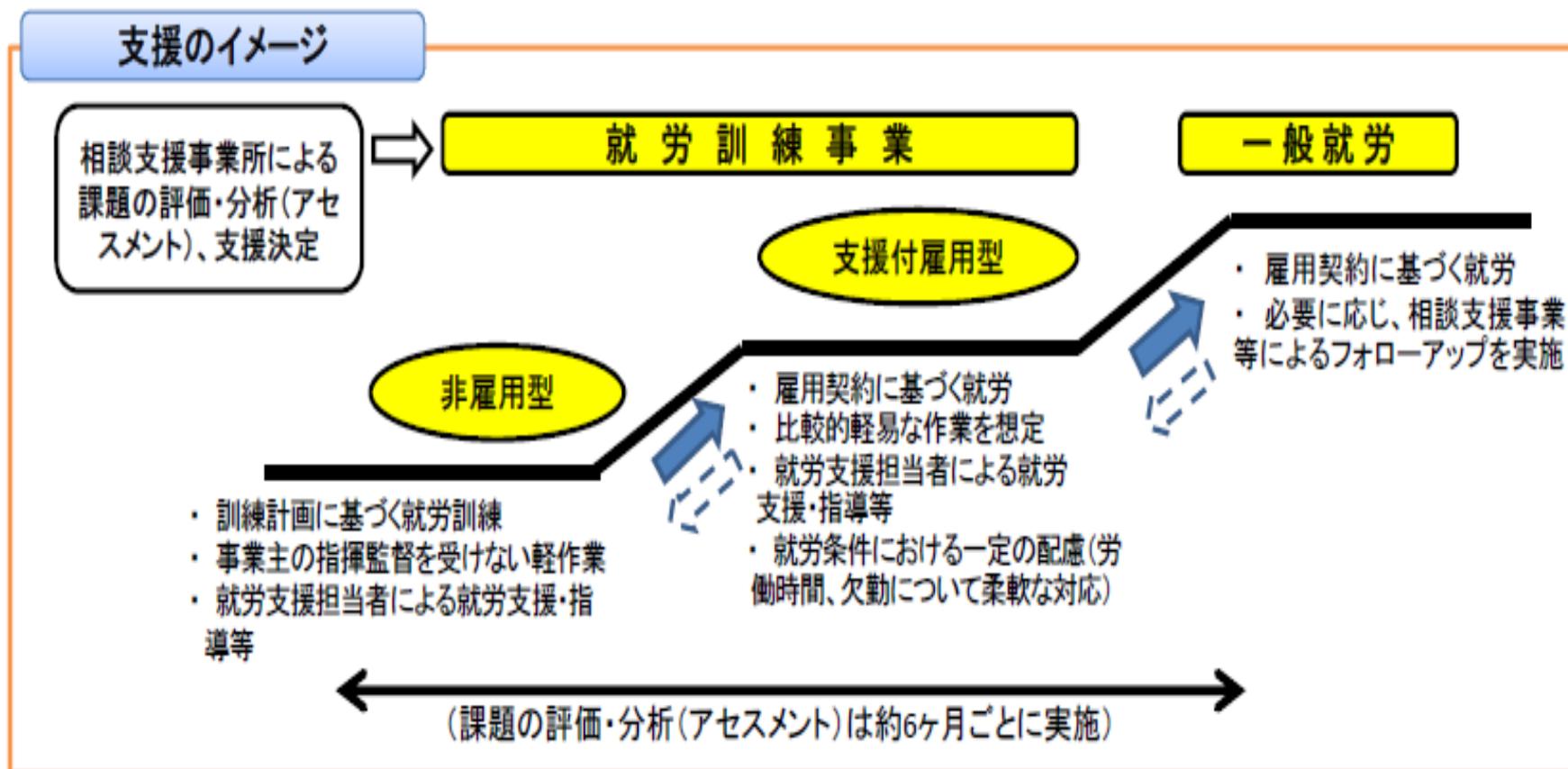
総合相談、生活再建、職業訓練
等

企業開拓、雇用機会の創出等

ソーシャル・ビジネス

Ⅱ. 日本における「中間的就労」の概要

中間的就労とは



(資料)厚生労働省資料により作成 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000038009.pdf>)

就労困難者の状況

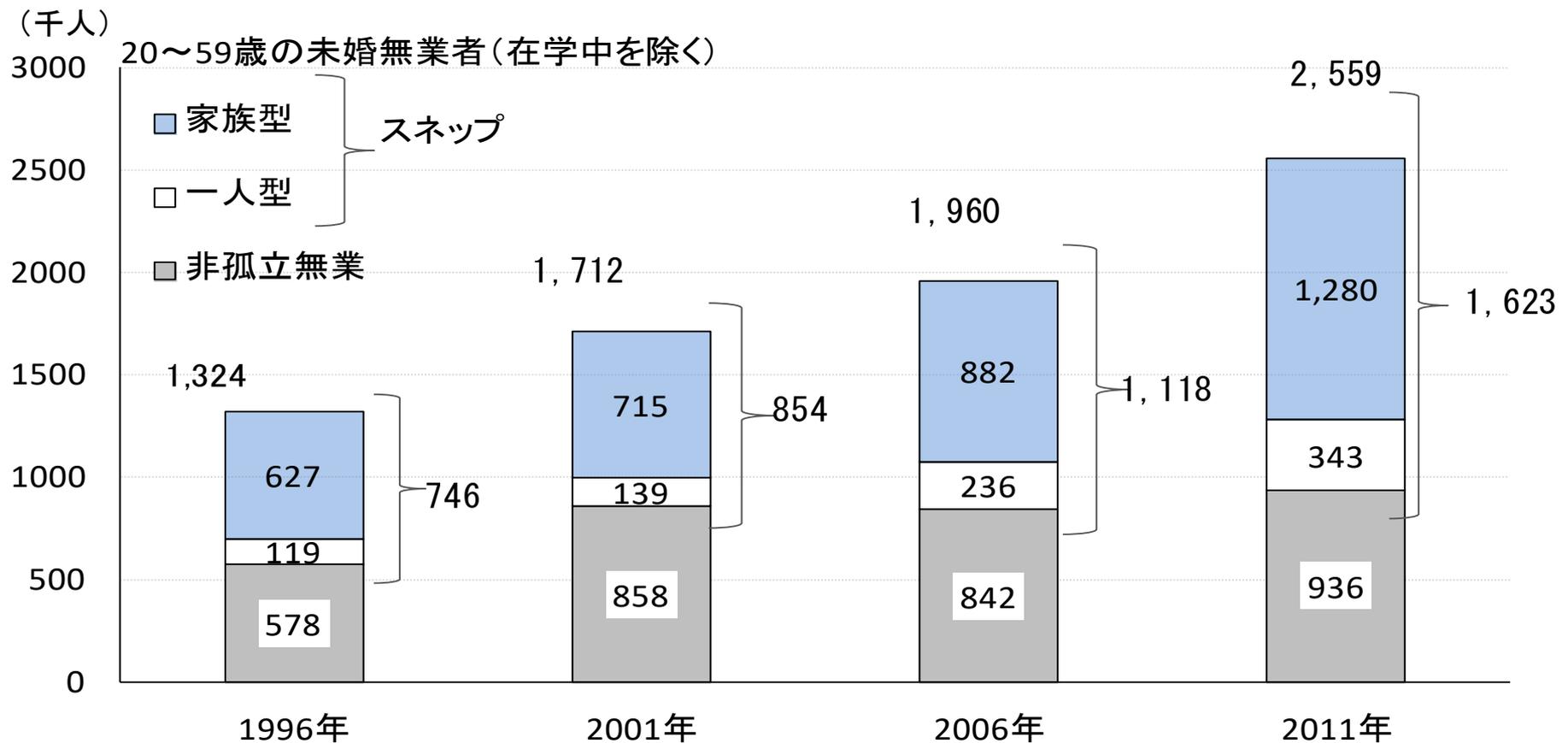
- 生活保護を受給する「その他世帯」:26.4万世帯（2016年）
- ニート：約60万人（2013年度）
- 引きこもり：約26万世帯（2006年度厚労科研調査推計値）
- 生活困窮者（福祉事務所来訪者のうち生活保護の受給に至らなかった人）：40万人（2011年度）

（図表）世帯類型別生活保護受給世帯数（単位：万人）

	世帯総数	高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	その他世帯
1995年度	60.1 (100%)	25.5 (42.4%)	5.2 (8.7%)	25.2 (41.9%)	4.2 (7.0%)
2016年8月	162.7 (100%)	83.5 (51.3%)	9.9 (6.1%)	43.0 (26.4%)	26.4 (16.2%)
倍率	2.7倍	3.3倍	1.9倍	1.7倍	6.3倍

（資料）厚生労働省資料により作成。

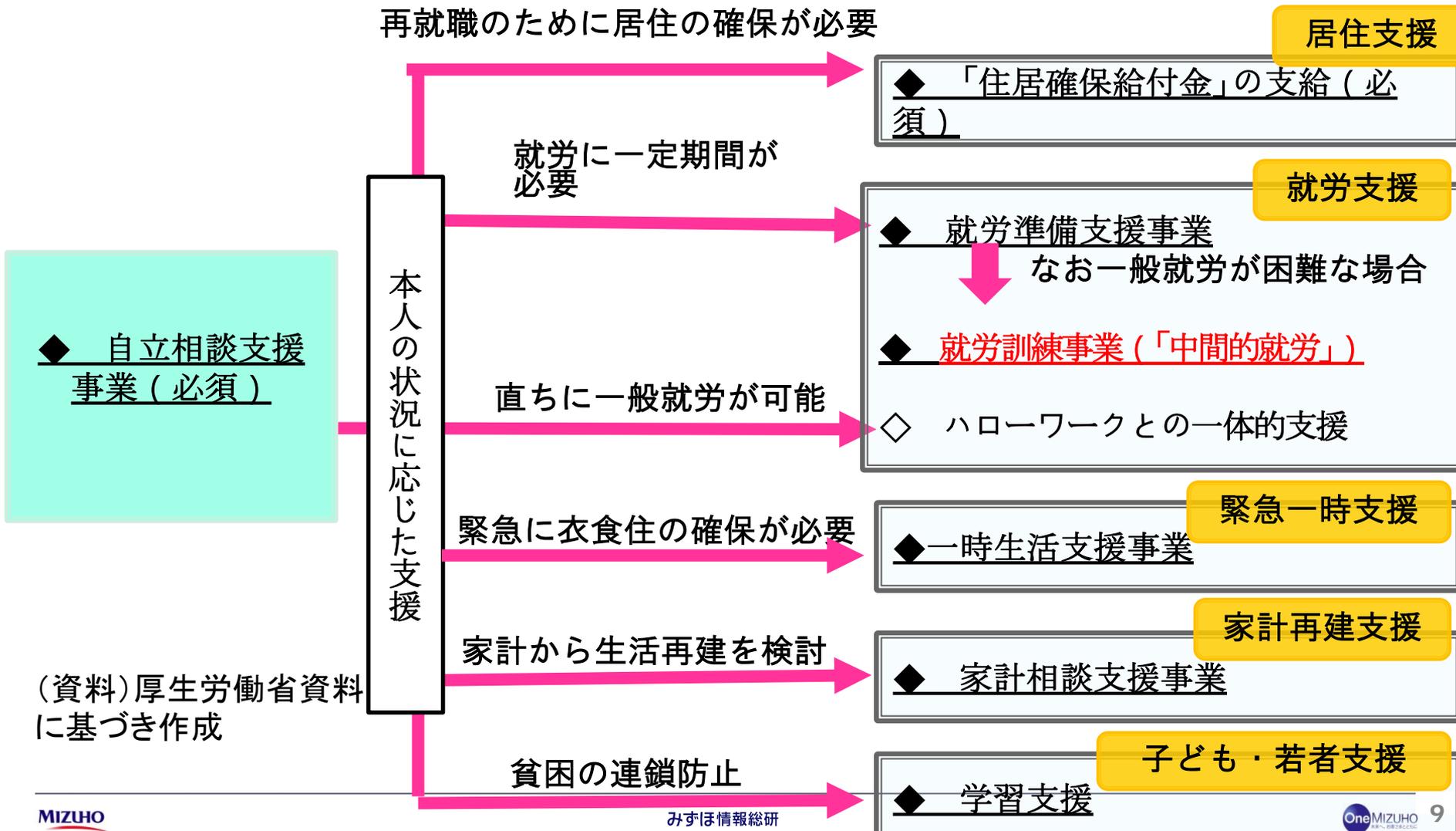
社会的孤立の深化 —未婚無業者(20~59歳)の推移



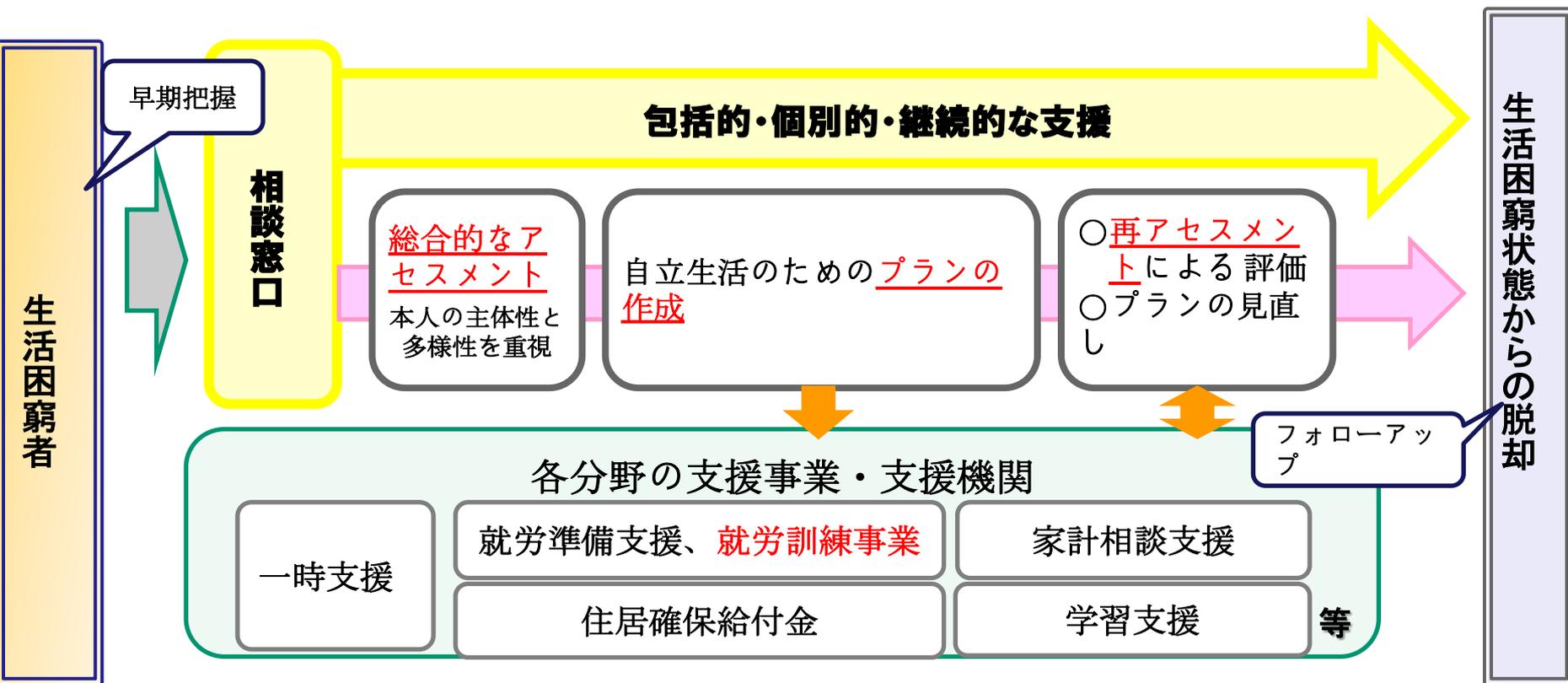
(資料) 玄田有史『孤立無業者の現状と課題』(2013年)、文部科学省・日本学術振興会委託事業

「生活困窮者自立支援法」の概要

(2015年4月施行)



相談支援(対個人)のプロセス



(資料)厚生労働省社会・援護局資料により作成。

「中間的就労（就労訓練事業）」の内容

実施主体	<ul style="list-style-type: none">・ 就労訓練事業者（社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の民間事業者）が自主事業として実施。・ 都道府県等が事業を認定する仕組み。
対象者	<u>・ 将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方を認める必要があると判断される者。</u>
雇用関係	<u>・ 雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）と、雇用契約を締結した上で、支援付きの就労を行う形態（雇用型）の2つのパターンを想定。</u>
仕事内容・支援内容	<u>・ 軽易な作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。</u>
政府による援助	<u>・ 事業立ち上げ時の初期経費の助成、一定の要件を満たした場合の固定資産税や不動産取得税の非課税措置、自治体による商品の優先発注等。</u>

（資料）厚生労働省資料、及び福田志織（2015）「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」(『みずほ情報総研レポート』第9巻)などを参考に、筆者作成。

就労訓練事業所の認定状況(2016年6月末)

- 事業者の認定数：555件
- 利用者定員の合計：1,707名
- 予定している主な訓練内容
 - ①清掃警備（353件）
 - ②福祉サービスの補助（286件）
 - ③クリーニング・リネンサプライ（71件）
- 法人種別の状況
 - ①社会福祉法人（高齢者関係）：187件
 - ②NPO法人：108件
 - ③株式会社：65件

(資料)厚生労働省資料により筆者作成。

日本の「中間的就労」の課題

- 民間事業者が「自主事業」として設置するインセンティブがあるか？
- 民間事業者は、軽度の就労困難者への支援に偏らないか？
- 中間的就労の潜在的需要は顕在化するか？

Ⅱ．英国における就労支援制度 —ニューディール政策—

英国における 「就労支援制度」と「ソーシャル・ファーム」

	ニューディール（個別就労支援 + 支援付き一般就労）	ソーシャル・ファーム
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般市場における雇用 ・ 政府機関が「個別就労支援」と「支援付き就労」の枠組みを作る。 ・ 就労支援をする個人アドバイザーは職安の職員。 ・ 職業訓練は、雇成型。 ・ 職業訓練を行なう民間企業には、政府の助成あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入の50%は、売上げから得ている。 ・ 従業員の25%は「極めて不利な人」である。 ・ 政府からの助成金は、基本的にはない。
雇用 / 非雇用	雇成型	雇成型
政府の助成	あり	なし

「福祉から雇用へ」プログラムのポイント (ブレア労働党政権)

■ 就労支援と職業訓練の強化

- ・ **ニューディール政策** (1998 ~ 07年)
- ・ 若年失業者ND、長期失業者ND
→ 就職活動/職業訓練の義務付け

■ 賃金を魅力的にして、就労インセンティブの向上

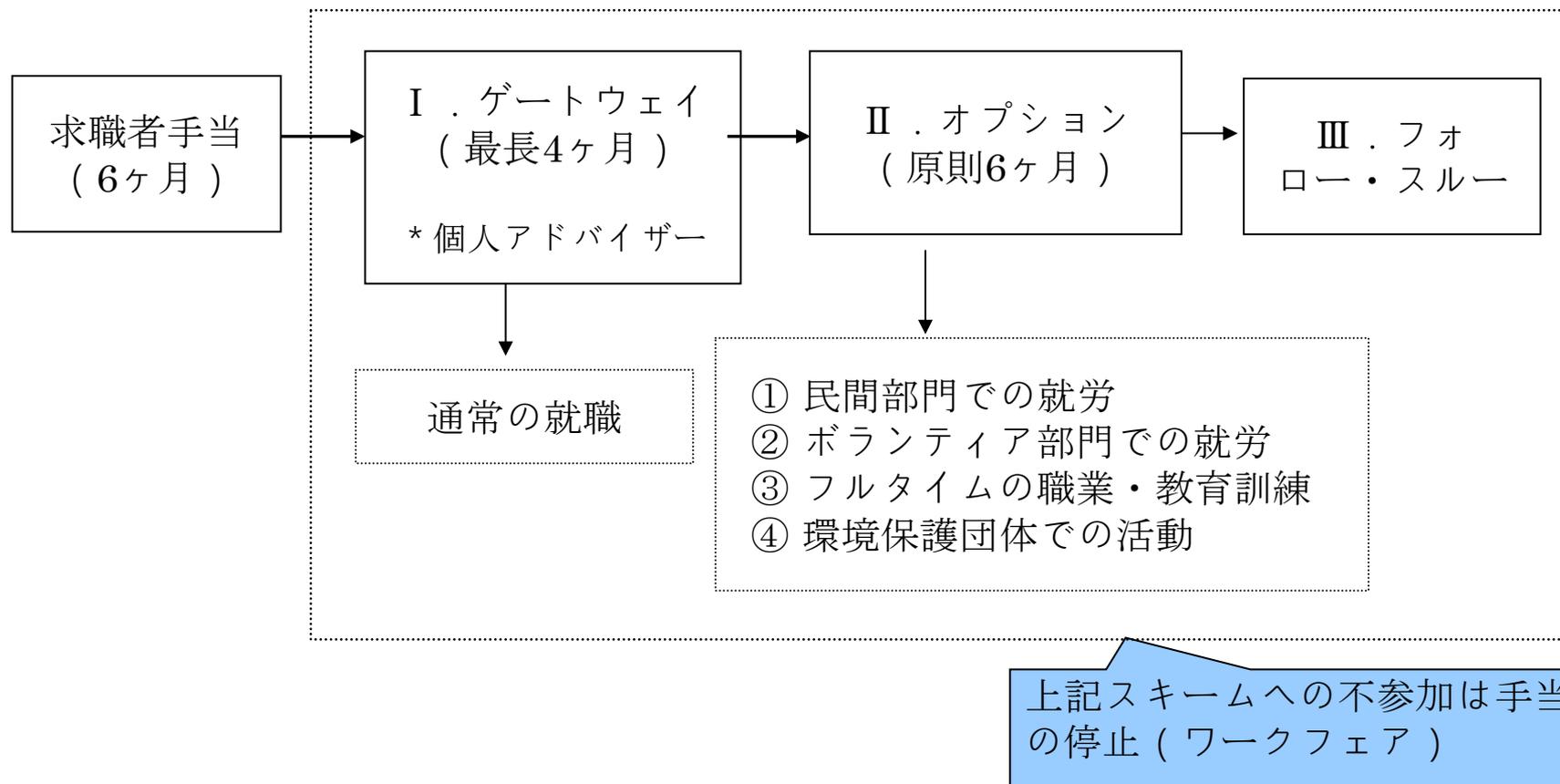
- ・ 最低賃金制 (1999年 ~) の導入
⇒ メジャー政権で廃止された最低賃金制度を復活
- ・ 勤労税額控除 (2003年 ~) の導入

■ 働く環境の整備：ワークライフバランス、保育所整備

ニューディール政策の主な内容

若年失業者 ND	対 象	18～24歳で、半年以上の求職者手当受給者
	参 加	強制
	内 容	就職活動支援、職業能力開発(後述)
	開始時期	1998年1月～
長期失業者 ND	対 象	25歳以上で、2年間以上の求職者手当受給者
	参 加	強制
	内 容	就職活動支援+職業能力開発(選択肢3つ)
	開始時期	1998年6月より試験的導入、2001年4月から全国展開
高年失業者 ND	対 象	50歳以上で、半年以上の求職者手当受給者
	参 加	任意
	内 容	就職活動支援、就労者に賃金補助、訓練費用への助成金
	開始時期	1999年10月に試験的導入、2000年4月より全国展開
一人親世帯 ND	対 象	所得扶助を受けている一人親
	参 加	任意 (末子5歳未満の所得扶助受給者は職安での面談義務付け)
	内 容	就職活動支援、職業能力開発、育児費用支援、保育支援
	開始時期	1997年に試験的に導入、98年10月より全国展開
障害者ND	対 象	就労不能給付を受給している障害者や長期療養者
	参 加	任意
	内 容	就職活動支援、職業能力開発
	開始時期	1998年1月～
失業者のパート ナーに対するND	対 象	半年以上失業している失業者の配偶者
	参 加	任意
	内 容	就職相談、試行就職

若年失業者ニューディール政策



(資料) 英国雇用年金省ホームページ (www.newdeal.gov.uk) により作成。

若年失業者NDへの参加者と就業者

■ 就業者数

・ 1998年から2006年11月までの間に、149万人の若年失業者が同プログラムに参加し、延べ60万人（40%）が通常の就職（補助金なしの就労）をした。

■ どの段階で就職したか（60万人について）

・ 面談前9.4%、ゲートウェイ（就職活動期間）60.2%、オプション（職業訓練期間）17.9%、フォロースルー12.5%

■ オプションのメニューごとの就職者の割合

・ 民間企業68%、フルタイムの教育訓練44%、ボランティア団体49%、環境保護団体50%

（資料）英国雇用年金省資料により作成。

英国の社会保障給付の体系

	拠出制／ 無拠出制	資力 調査	財源	給付の種類
拠出制給付 (社会保険) Contributory Benefit	拠出制	なし	保険料	拠出制求職者手当 、老齢年金、雇用・生活補助手当、出産手当、遺族手当、生別母子・父子世帯手当、遺族一時金、保護者手当
無拠出制給付 (社会手当) Non-Contributory Benefit	無拠出制	なし	一般 財源	児童手当、障害者生活手当、付添手当、業務災害障害年金、無拠出制老齢年金(80歳以上)など
資力調査付き給 付 (公的扶助) Means-tested Benefit	無拠出制	あり	一般 財源	所得補助、 所得調査制求職者手当 、雇用・生活補助手当(EAP)、勤労税額控除、児童税額控除、住宅給付、年金クレジット、カウンスル税給付、社会基金

(資料) 武川正吾, 2006「イギリスの最低生活保障制度」(栃本一三郎、連合総合生活開発研究所『積極的な最低生活保障の確立』第一法規、2006年)などを参考に、みずほ情報総研作成。

「求職者手当」「所得補助」 「勤労税額控除」の整理

	労働能力	非就労 (週16時間 未満労働)	就労 (週16時間 以上労働)
拋出制給付	あり	拋出制 求職者手当	
資力調査付き 給付	あり	所得調査制 求職者手当	勤労税額控除
	なし	所得補助	

(資料)井上恒男『英国所得保障政策の潮流: 就労を軸とした改革の動向』(2014年)などを参考に、
筆者作成。

4つの選択肢における政府の支援

選択肢	内容
① 民間部門での就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主：政府から事業主に<u>週60ポンド（1万4千円）の助成</u>（半年間） また、国家認定資格（NVQ）取得に向けた<u>教育訓練費750ポンド（17万円）</u>を一括支給 ・ 訓練生：事業主から賃金支給（最低賃金4.6ポンド、<u>30時間就労で週138ポンド程度</u>） (cf.求職者手当：週46.85ポンド)
② ボランティア部門での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主：参加者に賃金を与えていれば、求職者手当に週15ポンドを加えた助成金が支給。 訓練費用として雇用主に750ポンドを一括支給。 ・ 訓練生：①政府からの報酬（求職者手当＋15ポンド）、②ボランティア団体の報酬、のどちらかを選択。
③ フルタイムの教育・技能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の教育・訓練を受け、国家認定職業資格を取得。 ・ コースは、社会人大学や民間訓練機関など。 ・ 訓練生は、求職者手当と同額の手当を受給。また、訓練費用は国が負担。
④ 環境保護団体での就業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの環境の改善活動。荒廃した家屋の修繕や、リサイクル活動などを行う。 ・ その他は、ボランティア部門と同様。

(資料)英国雇用年金省資料により作成。

職業訓練に協力する事業主の特徴

- 若年失業者・長期失業者を訓練生として採用した事業主は 8万人に及ぶ
- 参加企業の75%が従業員数25人以下の中小企業。
- 業種は、建設業と製造業が多い
- 参加企業の83%が求人難。
- 事業主がNDに協力する理由：労働コストの削減（51%）、失業者の救済（18%）
- 雇用後の事業主の意識変化：72%の事業主は「補助金がなくとも、同一の人物を採用した」と報告。また、失業者の雇用に積極的になった雇用主が多い（40%）

(資料)英国雇用年金省資料により作成。

若年失業者NDに対する評価

■ 積極的な評価

- 求職者手当受給者の大幅な減少。特に、長期失業者の減少
- 社会的排除に陥っている者に「社会との接点」を構築

■ 課題

- 失業者NDによる効果よりも、マクロ経済が好調であることが大きい（NIESRの推計）
- 就職をしても雇用期間が短期。再び福祉手当受給生活に戻る者が多い（NAOレポート、2007）

雇用期間1年以上の者の割合：26%

平均雇用期間：28週間

グループ別にみた就業率の変化

(97年と07年の比較)

	1997年	2007年	増減ポイント	
< 就業率 > 全体	72.6%	74.3%	+ 1.7%	○
一人親	45.3%	57.2%	+ 11.9%	○
障害者	38.1%(注)	47.2%	+ 9.1%	○
50歳以上	64.7%	71.6%	+ 6.9%	○
マイノリティ	56.2%	60.1%	+ 3.9%	○
低技能者	51.7%	50.1%	- 1.6%	×

(注)98年の就業率

(資料)雇用年金省, *Opportunity for all, Indicators update 2007*, Cm6915-ii, Oct. 2007, P53

ブラウン政権の 「フレキシブル・ニューディール」

- 若年失業者ND，長期失業者ND，50歳以上失業者ND等を統合して、「フレキシブル・ニューディール」の設置。
- 求職者手当受給期間1年以内：
⇒ジョブセンタープラスでの支援
- 求職者手当受給期間1年以上：
⇒民間企業、NPOなどによる包括的な支援。
支援内容は、民間事業者の自由裁量。

キャメロン政権におけるワークプログラム (2011年6月～)の内容

■ 概要：

- 一定期間を超えて、求職者手当等を受給する就業困難者を対象とする就労支援策。
- 前政権による各種の就労支援プログラムを統合
- 民間企業や非営利団体などに支援事業を委託

■ 特徴：①早期介入による就労支援 ②徹底した民間利用

■ 対象者：9つのグループに区分

■ 委託費の支払い：

- 成果に応じた支払い
- 就労困難度に応じた委託費の設定

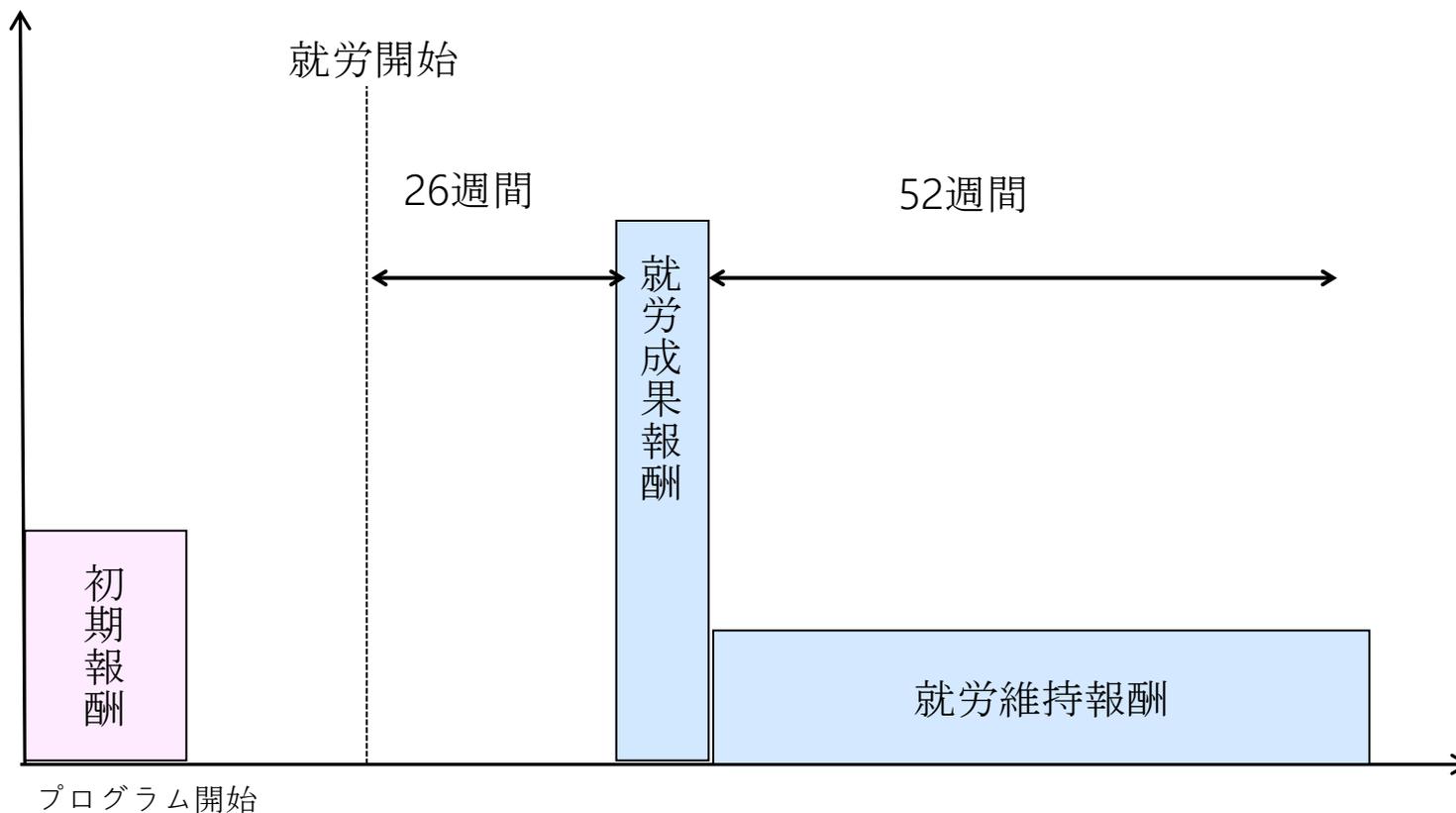
「ワーク・プログラム」の グループ別対象者

グループ	対象者		開始時期(注1)	参加義務
1	失業者(求職者手当受給者)	18~24歳	9ヵ月後(注2)	義務
2		25歳以上	12ヵ月後(注2)	義務
3		非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)	3ヵ月後	状況により義務または任意
4		就労不能給付から最近移行した者	3ヵ月後	義務
5	就労困難者(雇用・生活扶助手当受給者)	抛出制または所得調査制手当の受給者で、就労関連活動グループに属するが短期的には就労が困難な者、または支援グループに属する者	随時	任意
6		所得調査制手当の受給者で、就労関連活動グループ(3~6ヵ月のうちに就労可能になると見込まれる場合)または支援グループに属する者	随時	状況により義務または任意
7		就労不能給付から最近移行した所得調査制手当の受給者で、就労関連活動グループ(3~6ヵ月のうちに就労可能になると見込まれる場合)または支援グループに属する者	随時	状況により義務または任意
8	就労困難者(就労不能給付または所得補助受給者)	就労能力評価を受けていない者	随時	任意
9	元受刑者		出所直後	義務

(注) 1. 各種手当の受給開始からの期間。 2. 従来のプログラムでは、若者向けニューディールが6ヵ月後、成人向けが18ヵ月後、これらを統合したフレキシブル・ニューディールが12ヵ月後となっていた。

(資料) 樋口英夫「イギリスの失業者支援政策」『海外社会保障研究』No.183, 2013年, p.10から引用。なお、参考文献は、Department for Work and Pensions, *The Work Programme – Invitation to Tender, Specification and Supporting Information* (2010)、Department for Work and Pensions, *Notification to bidders on changes to requirements in work programme*, (2011)。

成果に応じた委託費の支払い



(資料) 厚生労働省『2011～2012年海外情勢報告』より引用。

ワークプログラムの課題

- 2011年6月から2013年3月までに、ジョブセンターによって紹介された120万人のうち、116万人がプログラムに参加、そのうち、13万2千人（紹介者数の11%）が継続的な雇用に就いた。
- 2012年度の継続的雇用_{に就いた者}の比率は改善
- しかし「支援の容易な失業者に支援が偏っている。重度の就労困難者が滞留している」との指摘。

⇒就労困難度に応じた委託費の設定

ユニバーサル・クレジットに関わる 義務違反に対する制裁措置

	適用対象	義務違反の例	違反に対する制裁 (支給停止日数)
高レベル (High level)	全面的就労関連活動G	斡旋された仕事を引き受けない	1回目91日、2回目182日、3回目以降 1,095日(基本額)
中レベル (Medium level)	全面的就労関連活動G	仕事を得るためにできる限りのことをしない	1回目28日、2回目以降91日(基本額)
低レベル (Low level)	全面的就労関連活動G／就労重点面談・就労準備活動G／就労重点面談のみG	特定の定められた就労準備活動を行わない	義務を履行するまでの期間に加え、1回目7日、2回目14日、3回目以降28日(基本額)
最低レベル (Lowest level)	就労重点面談のみG	就労重点面談に出ない	義務を履行するまでの間 (基本額の4割)

(資料) 井上恒男『英国所得保障政策の潮流: 就労を軸とした改革の動向』(2014年) およびDWP
 “Advice for Decision Maker”, Chapter K1 Universal Credit Sanctions (2013)

Ⅲ. 英国のソーシャル・ファーム

ソーシャル・ファームと社会的企業との関係

サード・セクター

社会的企業 (Social Enterprises)

ソーシャル・ファーム (Social Firm)

日本の中間的就労に近い

(資料) 福田志織 (2015) 『『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～』
(『みずほ情報総研レポート』第9巻) より転載。

「社会的企業」と「ソーシャルファーム」

- **社会的企業(social enterprise)とは**：「社会性」+「営利性」
 - ・ 社会的目的を第一にもち、株主や所有者の利益最大化の養成にしたがうというよりも、その生み出した剰余金はその目的のために主にその事業やコミュニティに対して再投資されるようなビジネス（貿易産業省の定義）
 - ・ 6万8千の社会的企業（環境分野を含む）
- **「ソーシャル・ファーム(social firm)」とは**
 - ・ 「ソーシャル・ファーム」は、**雇用の創出が中心**。労働市場に最も遠い人に、質の高い持続可能な有給雇用を創出する。
 - ・ Social Firm UKが定めた「ソーシャル・ファーム」の基準
 - ・ **収入の50%は売上**から得なくてはならない。
 - ・ **従業員の25%は、「極めて不利な人」**でなくてはいけない。
 - ・ ソーシャル・ファームは、181ある（2011年）。

（資料）福田志織（2015）「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」
（『みずほ情報総研レポート』第9巻）などを参考に、筆者作成。

ソーシャル・ファームと政府の関係

- 政府からの助成金を得ているわけではない。
- ただし、「2012年社会的価値法(Social Value Act 2012)」：公共発注において、社会的価値も考慮することを推奨。
- ソーシャル・ファームの一部は「コミュニティ利益会社 (CIC : Community Interest Company)」
 - ⇒CICは、社会的企業の拡大を目的として2005年に法制化された認証制度。有限会社と株式会社を取得可能。
 - ⇒CICは営利事業を営むが、事業目的は親企業や株主への寄付・配当ではなく、利益の社会還元 (アセット・ロック条項)
 - ⇒営利企業とチャリティの中間だが、課税される。

(資料)福田志織(2015)「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」(『みずほ情報総研レポート』第9巻)などを参考に、筆者作成。

英国のソーシャルファーム事例

	< K10 >	< Connection Crew >	< HCTグループ >
主 な 事 業 内 容	若者（18～24歳が7割以上）を 人手不足の建設現場に派遣 。派遣の仕事がない時期にも給与を支払いつつ、職業訓練機会を提供する。	イベント会場の設営、イベントのプロモーションなど。	コミュニティバス事業、路線バス事業など。その他、長期失業者等を対象としたラーニングセンターも運営する。
従 業 員	210名の訓練生を企業（建設現場）に派遣する。訓練生のうち12%が刑余者、10%が障害者。30%が1年以上の長期失業者。	フルタイムで直接雇用のスタッフは66名。うち25%が以前ホームレスであった者。	920人の従業員のうち、850人がバスの運転手。半数は貧困世帯が多く住む地域から採用しており、様々な困難を抱える。

(資料) 福田志織 (2015) 『『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～』 (『みずほ情報総研レポート』第9巻) より転載。

「不利な人」を雇用しながら、市場で 生き延びる秘訣？

- サービスの質の維持は大前提：
 - ⇒ 高い能力と意欲をもつ幹部の存在
- 事業分野：ニッチ分野が多い
 - ⇒ 人材不足の事業需要の増減が大きな事業
- スキルをつける機会をもつ
- 「不利な人」であるが故の利点
 - ⇒ 一生懸命さ、長期雇用
- 顧客からの社会的価値に対する評価

(資料) 福田志織(2015)「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」
(『みずほ情報総研レポート』第9巻)を参考に、筆者作成。

(ご参考)

中間的就労の3ヶ国比較表①

	日本	イタリア	イギリス
実施主体	就労訓練事業者(社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の民間事業者)	B型社会的協同組合 (4,500件、2011年)	ソーシャル・ファーム (181社、2011年)
政府による支援	事業立ち上げ時の初期経費の助成、一定の要件を満たした場合の税制優遇、優先発注等。	上記対象者についての社会保険料(事業主負担分・個人負担分)免除、税制優遇、委託事業の優先発注。	ソーシャル・ファームに対する補助金等はない。
対象者	自立支援事業における判断 + 行政による決定	法律で、「同組合が雇用する労働者の30%以上が労働市場で不利な立場にある人々でなくてはならない」と規定。	厳格な規定はない。 ソーシャル・ファームUKの独自定義「雇用者の25%が極めて不利な人」

(資料) 福田志織(2015)「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」
(『みずほ情報総研レポート』第9巻)より転載。

イタリアのB型社会的協同組合の事例

	< Impegno per la promozione > ①	< Inopera > ②	< Trattoria degli Amici > ③
主事内容 な業	公園や並木道の植の 物の手入れ、老の施 がき消し、住宅の清 設や集住ほとんの 掃なローマ市から がローマ市からの 委託事業。	清掃や建物の消毒、ね ずみ退治、らくがき消 し、植物の手入れ、ゴ ミの回収・処分。7割 がローマ市や周辺市か らの委託事業。	イタリアンレストラ ンの運営、ケータリ ング（ニーズがある 時のみ）。顧客のほ とんどが一般の消費 者。
従業員	38名が働いており、 うち12名が「不利 な立場の人」。余者、 体的には、刑余者、 元薬物依存症の者、 身体障害者。	20名が働いており、 うち6名が「不利な立 場の人」。具体的には、 刑余者、元薬物依存症 の者、精神障害者。	レストランで働く25 人のうち、14人が身 体障害者（主にダウ ン症）。

(資料) 福田志織 (2015) 『『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～』
 (『みずほ情報総研レポート』第9巻) より転載。

中間的就労の3ヶ国比較表②

	日本	イタリア	英国
雇用関係	「雇成型」と「非雇成型」 後者では最低賃金法も適用されない。	<u>「雇成型」</u> <u>最低賃金以上</u> の賃金を支払う。	<u>「雇成型」</u> <u>最低賃金以上</u> の賃金を支払う。
仕事内容・支援内容	<u>軽易な作業等の機会</u> （清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、 <u>個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。</u>	<u>高度なスキルを必要としない仕事</u> が多い。障害の程度が重い場合には、 <u>支援スタッフがついて一緒に仕事を行うこともある。</u>	リサイクル、ケータリング、印刷、清掃、ガーデニング等が多い。 <u>ニッチなマーケットでのビジネスを展開する傾向。</u> トレーニングや仕事の割り振りも重視。

(資料) 福田志織 (2015) 『『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～』 (『みずほ情報総研レポート』第9巻) より転載。

中間的就労の3ヶ国比較表③

	日本	イタリア	英国
中間支援 組織による 支援	—	財政的援助（基金による直接融資のほか、他の資金調達方法の紹介）、政府に対するロビー活動、コンサルティング、社会的協同組合同士の連携支援など。	会員事業者への情報提供、会員同士の紹介やネットワーク形成支援、コンサルティング、調査研究、政府に対するロビー活動など。

(資料) 福田志織(2015)「『中間的就労』あり方を考える～イタリア・イギリスの事例を参考に～」
 (『みずほ情報総研レポート』第9巻)より転載。

V. まとめ：日本の「中間的就労」の課題

- 中間的就労の利用者における生計費
- 中間的就労を設置する事業者のインセンティブ
 - ⇒ 一定期間の助成の必要性
- ノウハウの共有：中間支援組織の必要性
- 「半福祉・半就労」という選択肢
- 大企業の関与：地域づくり、多様な労働者

ご清聴ありがとうございました